

平成 30 年 7 月 26 日

株式会社横河ブリッジ

当社社員の起訴について

平成 28 年 4 月 22 日、当社が施工する新名神高速道路の橋梁工事に関し、現場において発生いたしました橋桁落下事故につきまして、本日、神戸地方検察庁より、当社社員 1 名が業務上過失致死傷罪で起訴されました。

当社は、今回の起訴処分を重く受け止め、あらためて関係各位に多大なるご迷惑をお掛けいたしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社は、引き続き、工事の安全施工と事故の再発防止に全力で取り組んでまいります。

以 上